

市議会だより

# な か き

議会の定例会は、3、6、9、12月の年4回開かれます。そのほか、臨時会があります。

この議会報は、9月定例会を中心に議決案件や一般質問の状況をまとめたものです。

議会報編集委員会

■ 第104号平成14年11月25日 ■ 発行・編集 福岡県中間市議会 / 編集委員会



架け替え工事の進む遠賀橋

## 平成十三年度各会計決算を認定

平成十四年第三回中間市議会（九月定例会）は、九月四日に開会され、二十四日間の会期で九月二十七日に閉会しました。

一般質問のほか、審議された市長提出議案は、決算認定、補正予算や条例改正などあわせて二十件でした。審議の結果、全議案とも原案どおり可決されました。一方、議員提出議案は、中間市議会の議員の定数を定める条例および意見書案二件が可決されました。また、請願一件が採択されました。

### 市議会の虚礼廃止にご理解を!!

公職選挙法では、次のようなことが禁止されています。  
議員や後援会が寄附をしたり有料のあいさつ広告を出すこと  
議員や後援会がお中元やお歳暮をすること  
議員が暑中見舞いや年賀状などのあいさつ状を出すこと  
（自筆の答礼は除く）  
市民や団体が議員に寄附などを求めること

このほか市議会では、祝電、甲電の自粛を申し合わせています。市民の皆様のご理解をお願いします。

9月定例会

# 常任委員会の

## 審査から

各常任委員会では、九月定例会で

付託された、決算認定や補正予算

など十六議案について審査しました。

審査の内容(要旨)は次のとおりです。



# 平成十二年度 決算認定

## 総務文教委員会

### 一般会計

単年度収支で、二千百万円の赤字となっています。これは、投資的経費が減少したこと、退職手当等の人件費が減少したこと、歳入における市税の伸び等が主な要因です。

歳出では、人件費や物件費を中心とした経常的経費が主なもので、経常経費以外では、各会計への繰り出し金、十三億九千八百万円、基金への積立金、九億九千七百万円が主なものです。

主な事業は、高度情報化社会に対応するため、職員・市民に対するIT講習の実施、

旧産炭地域の活性化事業として、JR九州篠栗線筑豊本線電化複線化事業、防災関連事業としての吉田ボタ山防災事業が行われています。

また、地域インターネット導入促進事業が行われており、全額が繰越明許費となっています。

委員から「地域インターネット導入促進事業」について質疑があり、執行部より「各種行政情報の提供、例えば、インターネット上で家庭から市内各施設の使用状況照会や利用予約を行うことができず。しかし、一般家庭でのインターネット利用環境が、十分にとのつていないことから、市役所および「ハートニーホール」「ハピネスなかも」において、タッチパネル方式のキオスク端末を設置し、手軽に行政情報・市内各施設の利用状況の照会等を行えるようにするものです。」

また、九月中に本庁及び各施設へのハードウェアの設置を完了させ、十月の仮稼働、十一月の本稼働を目指し、準備を進めています」との説明がありました。

消防関係では、広域的な大規模地震災害発生時に消火栓が広範囲に使用不能となることを想定し、年次計画として市内要所へ防火水槽を設置しており、十三年度は通谷六丁目地内に設置しています。



高規格救急自動車

さらに、著しい救急業務の増大と救急業務高度化に対応し、一層の救命率の向上を目指し、本市で二台目となる高規格救急自動車を購入され、救急救命士一名の育成がなされています。

教育関係では、小・中学校の教育環境の整備・充実のた

め、小学校は職員室に、中学校はパソコン教室に、それぞれ空調機器が整備され、北小学校の外壁補修工事および屋内運動場改修工事も行われています。

また、北海道での「キラキラなかもつ子」自然体験学習事業、オーストラリアでの「フレンドリーなかも」国際交流事業、「総合的な学習の時間」推進事業等が、いきいき教育特別推進事業として行われています。

委員から「中学校における地域学習教室の実施状況について、学校内で行えないのか、今後も継続していくのか」との質疑があり、執行部より「中学校においては、部活動や生徒会活動等で放課後の学習指導が難しい状況です。十三年度においては、事業縮小のため回数を減らしています。が、今後は、学校内での実施や家庭学習の支援等、全生徒を対象とした事業として切り換えていくようにし、さらなる縮小を図っていききたい」との説明がありました。

歳入の主なものは、地方交付税では、普通交付税が五十二億六千五百万円、特別交付税が十億一千二百万円の収入で、対前年度比、四・三%の減額となっています。



市税では、前年度に比べ、六千万円の収入増となっています。主な理由は、国税更正による個人市民税の増収、および土地の評価額と課税標準額の差を埋めるための負担調整による固定資産税・都市計画税の増収によるものです。

利子割交付金は、一億九百万円で、高金利時代の郵便貯金等の満期が十二年度から十三年度に集中したことにより、収入増となっています。

委員から「今までと比べて是正がなされているとの説明はあったが、一部の生徒・児童のための同和教育が、事実として行われている十三年度の決算には反対します」との意見がありました。

### 公共用地先行取得特別会計

新たな公共用地の先行取得は行われておらず、歳入歳出ともに〇円となっています。

採決の結果、一般会計は賛成多数で、公共用地先行取得特別会計は全員賛成で、いずれも認定しました。



民生経済委員会

一般会計

社会福祉費の主なものは、職員人件費三億二千万円、国民健康保険会計繰出金二億九千三百万円、老人保健会計繰出金三億一千九百万円、介護保険会計繰出金三億七千三百万円、地域総合福祉会館費四千三百万円、各種入所措置費等の扶助費六億六千七百万円です。

児童福祉費の主なものは、職員人件費三億二千七百万円、児童措置費六億五千八百万円、児童福祉施設費一億七千六百万円などです。

「保育料の滞納」について、委員から「保育料の滞納額が一定額を超えれば、退園させるべきではないか」との意見



や、執行部より「公立保育所分については、園で徴収することも検討している」との説明などがありました。

生活保護費は、前年度に比べると受給者の高齢化等により医療扶助費、介護扶助費が増加しています。

なお、被保護世帯数八百八十五世帯、人員数一千四百二十三人で前年度より世帯数で三世帯、人員で四人増加しています。

委員から「不正受給の有無」について質疑があり、執行部より「無届の就労による不正受給の返還金と年金の遡及受給による返還金の合計は八百六十五万円です」との説明がありました。

保健衛生費の主なものは、職員人件費七千八百万円、病院事業会計繰出金一億四千四百万円、健康診査等の各種検診委託料七千六百万円となっています。

委員から「市民の健康を保持するということで、予防医療の中で何か新しい取組みがなされたか」との質疑があり、執行部より「保健師については、事務職を兼ねながら訪問指導を行なうなど限られた人数ではあるが、母子保健事業で妊婦対象の母親学級及び離乳食教室の実施回数増と三歳



三歳児検診

児健康診査に臨床心理士を配置するなど事業の内容充実を図っています」との説明がありました。

総務費の戸籍住民基本台帳費では住民基本台帳ネットワークシステム導入委託料等一千六百万円となっています。

委員から「住基ネット」で何かあった場合、停止することを検討しているのか」との質疑があり、執行部より「住民基本台帳ネットワークシステムの個人情報等が侵害された場合、住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ会議に諮り、同ネットワークシステム緊急時対応計画書に基づきネットの接続を切る」といった規定を設けています」との説明がありました。

清掃費の主なものは、遠賀・中間地域広域行政事務組合等

負担金九億四百万円です。

農林水産業費の主なものは、吉原川護岸整備工事を始め農業用排水路改良工事費等の工事請負費三千七百万円、岩瀬曲川井堰及び中底井野地区の

かんがい揚水施設を今後、市が維持管理を行なっていく費用として、維持管理基金積立金として五億六千六百万円が積み立てられています。

特別会計国民健康保険事業

歳入決算額四十一億二千八百万円、歳出決算額四十三億二千四百万円で、歳入不足額一億九千五百万円となっています。

収入済額の主なものは、国民健康保険税十二億八千万円、国庫支出金十五億九千九百万円、療養給付費交付金八億五百万円となっています。

保険税の収入状況は、現年度分の徴収率が九十一・七％、滞納繰越分の徴収率が七・七％で、未済額が合計で五億六千万円となっています。

十三年度の加入者数とその割合は、被保険者数一万八千四百十五人で三十七・七％、また、世帯数は、九千九百十七戸が加入し、その割合は五十一・八％となっています。

また、国民健康保険被保険者の内、老人保健対象者数は

六千二百十九人で、三十三・八％を占めています。

委員から「十三年度当初に赤字解消の計画をたてたというものの、赤字が増えているし、収納率を見ても何をしていたのかと言わざるをえない」「保険税を今後どうするかということを考える前に、今の医療費の支出を下げるということについて予防医療をはじめ、市民の健康を保持するための何か努力をしたのかということについて具体的なものが見られない」とまた、「国保会計の赤字については、一般会計の財政改革によって一般会計から国保会計への繰り出しが可能となる、低所得者層への減免についても検討すべきであるし、保険税の値上げなど考えるべきではない」との意見がありました。



老人保健特別会計

歳入総額六十三億四千四百万円、歳出総額六十二億六千七百円で、七千七百万円の黒字となっています。これは、医療費負担金などの精算が翌年度に行われることによるものです。

また、市の人口四万八千八百八十二人に対し、七十歳以上の対象者数は七千七百二十五人で、割合は十五・八%となっています。

老人保健受給者数は、対前年比で五・五%の増、医療費は七・三%の増、これは年々高齢化が進むことにより増加しているものと考えられ、一人あたりの医療費給付額は、年間八十三万五千円となっています。

住宅新築資金等特別会計

歳入総額三千二百万円、歳出総額五億三千八百万円、歳入不足額、五億五百万円となっています。

貸付け総額は、元金で十四億七千九百万円、貸付け利子で三億一千二百万円となっており、十三年度末までに五億五千百万円が未収金として残っています。

執行部より、「貸付け件数七百四十件、四百八十八人に貸出しを行っており、収納の内

訳としては、全額償還が三百八十五件、六億二千百万円、滞納しないで支払っている償還済額は、十件で四千五百万円、滞納している者の償還済額は、三百十八人で四億七百万円となっており、同和対策事業の特別措置法が終了したことから、今後、全世帯について洗い直しを行い、法的にどこまで徴収できるのか、また、保証人についても再度調査を行う」などの説明がありました。



介護保険事業特別会計

歳入決算額一十二億三千五百万円、歳出決算額一十二億四百万円、歳入歳出差引額三千万円となっています。

被保険者数は前年度より五%増加に対し、申請者数は十七%、認定者数は十五%増加となっています。

また、六十五歳以上の高齢者数は一万一千三十九人で、高齢化率二十二・六%となっており、前年度より三百四十八人、九%の増加となっています。

要支援・要介護認定の状況は、居宅介護者一千四百三十四人の内要支援三百七十九人で、二十六・四%、要介護度一、四百九人で二十八・五%、要介護度二、二百六十三人で十八・三%、要介護度三、百三十一人で九・一%、要介護度四、百十二人で七・八%、要介護度五、百四十人で九・八%となっています。

実際の介護サービス利用者の利用率は、五十三・四%となっています。また、施設入所の状況は、合計二百九十三人で、その内訳は特別養護老人ホーム百十三人、老人保健施設百三十二人、療養型病床群四十八人となっています。

委員から「保険料、利用料の負担がおもすぎる。低所得者層への減免を実施するためにも一般会計からの繰入れを考えてほしい」などの意見がありました。

議員提出議案

可決したものの

中間市議会の議員の定数を定める条例

「国民の健康、食品の安全性を確保」するための意見書

日本でも発生したBSE問題は生産者に大きな衝撃を与え、るとともに消費者にも大きな不安を与えました。さらにその後の牛肉等の偽装表示問題は食品の安全や表示制度に対する大きな不信と不安を消費者に与えています。また、日本食品日本フードによる税金の詐取事件により、国内には「食」に対する大きな不信と怒りが渦巻いています。

こうした中で、現在、政府や国会等で、食品の安全に係わる包括的な法律（「食品安全新法」）の制定や新しい行政組織の検討が行われています。私たちは、今日的な食品安全の社会システムづくりを求める立場から、これらが積極的に促進されることを強く願うものです。

なかでも、輸入農産物からの基準を超える残留農薬等の検出は、安全性確保の体制整備が急務となっていることを示唆しています。流通や食品産業のモラルの低さが指摘されている中、命を育む「食」の安全性が確保されなければ、孫子の代に禍根を残すことになる懸念せざるを得ません。

よって、政府に対し、国民の健康と食品の安全性を確保するため、下記の事項を推進することを強く求める。

記

- 一、「国民の健康」と「食品の安全性を確保」することを目的とした包括的な法律「食品安全新法」の制定を行うこと
- 二、生産振興から独立した食品安全行政組織を新設すること
- 三、「リスク分析」システム、消費者の参加・情報公開などのリスクコミュニケーションシステムの確立に基づき、現行の食品衛生法の抜本的な改正と運用強化を図ること
- 四、食品表示制度については、消費者の知る権利の観点から総合的、一元的に見直すこと



病院事業会計

十三年度は特別損失を差し引いた一億九百万円の純利益を生じています。

これに前年度繰越欠損金、五億八千万円と差引きしますと、四億七千万円の当年度未処理欠損金となつていま

す。 医業費用については、給与費の医業収益に対する割合は、四十六・四％で前年度に比べ、八・五ポイント減少していま

す。これは、退職者数の減による退職給与金の減少及び医



増加しています。

また、入院延べ患者数は、四万三千九百二十九人で、入院診療日数三百六十五日として、一日平均百二十・四人、病床利用率は九十八・七％となつており、前年度と比べ、入院延べ患者数で二千五百四十

人の増加となつています。 外来患者数では、十万八千八百三十四人で前年度より五千八百六十七人の増、外来診療日数二百六十九日として一日平均四百四人となり、患者数全体では、七千九百二十一人の増加となつています。

具体的には、入院患者数の増加は、耳鼻咽喉科、泌尿器科、内科の三診療科目で六百五十一人減少したものの、整形外科、人工透析センター、外科の三診療科目で二千七百五人増加したことによるもので、外来での増加は、整形外科で九百六十二人減少したものの、内科、泌尿器科、人工透析センターなどの五診療科目で六千八百二十九人増加したことによるものです。

次に患者一人一日当たりの収益の状況は、医療収益は一

万五千九百九十七円、医療費用は一万四千三百五十円となり、差引き八百四十七円の利益となつており前年度の損失額三百八十円と比較すると一千二

百二十七円の改善となつていま

す。 資本的収入及び支出では、収入の主なものは企業債五千七百万円、市の一般会計からの負担金六千六百万円、を合わせた一億二千三百万円で、支出の主なものは固定資産購入費六千三百万円、企業債償還金一億円を合わせた一億六

千三百万円で、差し引き四千万円の不足を生じましたが、繰越損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額で全額補填されています。

十三年度は、医療機器の整備として生化学自動分析装置、X線画像処理装置などの買い替えが行われています。

なお、この病院会計については、十二年度に請求すべき医療費約三千万円を十三年度に請求し、収納したことから本年度の実質的な利益は八千万円となつています。

委員から「専門業者に委託することで収益が上がるなら積極的に業務委託し、合理化を進めてほしい」、また「市民公開講座については、身近な市民を対象とした講座にしてほしい」などの意見がありました。

採決の結果、いずれも賛成多数で認定しました。

「金融アクセスメント法」の制定を求める意見書

地域と中小企業への円滑な資金供給で努力する金融機関を正しく評価する「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律」(金融アクセスメント法)は、地域と中小企業への円滑な資金需要や不公平な取引慣行(物的担保、連帯保証等)の是正を軸とし金融機関の自主的な取り組みを事後的に評価し、公共的役割や利用者への利便性を軽視しがちな金融機関を、地域経済や中小企業に向けさせる仕組みの法律です。

今日の金融環境は「貸し渋り」問題の再燃を懸念させています。政府は不良債権の最終処理を実施しますが、連鎖的倒産や失業者の増大を招く懸念があり、ペイオフの決済性預金の解禁は預金者の不安から特定金融機関に資金が集中し地域金融機関は資金不足を加速させるおそれがあり、一刻も早く「金融アクセスメント法」を制定するよう要望します。

市長提出議案

可決したおもなもの

中間市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

中間市国民健康保険条例の一部を改正する条例

中間市火災予防条例の一部を改正する条例

中間市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

請

願

〈採 択〉

「金融アクセスメント法」の制定を求める請願

請願者 福岡県中小企業家同友会

代表理事

- 吉田 昭 和
- 堺 光 則
- 中村 高 明

# 建設水道委員会

## 一般会計

総務費の財産管理費では、土地開発公社が先行取得していた保有土地を買戻すための公有財産購入費が主なもので、旧香月線跡地を公募売却するため一件、犬王古月線等街路事業の代替用地として十三件、八千二百九十七の買戻しを行っています。

交通安全対策費では、東中間・深坂線街路灯設置工事や市内各所の区画線・道路反射鏡および防護柵等の設置工事により、交通安全施設の充実に努め、歩行者保護、夜間通行の安全性を確保するとともに交通事故の防止が図られています。

衛生費の環境衛生費では、合併処理浄化槽補助事業として、十三年度は三十八基の補助を行っています。

労働費の特定地域開発就労事業費では、東中間・深坂線道路改良舗装工事や団地内道路の老朽化に伴って、七重団地六・七号線道路舗装工事ほか八件の道路整備がなされています。

これにより、交通の円滑化が図られ、住環境の向上および地域の開発と発展に寄与す

るとともに、失業者に雇用の機会確保がなされています。

土木費の道路橋りょう費では、車屋四号線道路改良工事など市内既設道路百四十九件の工事が行われ、既設道路の拡幅改良・歩道及び排水溝の不良個所の整備がなされ、交通の円滑化、地域住民の住環境整備の向上が図られています。

河川費では、出原ポンプ座電気工事ほか市内各所の水路浚渫工事等四十件の工事が行われ、排水路等に堆積した土砂、塵芥の除去により、降雨期における冠水を防止するとともに、流水を良好にし生活環境の保全がなされています。

都市計画費では、県事業である仮屋・大膳橋線、犬王・古月線街路事業や、市道の次郎丸・道元線、中間・水巻・芦屋線街路事業費が主なもので、用地の購入、家屋の移転補償等が行なわれており、交通の円滑化、歩行者の安全確保および都市基盤の整備が図られています。

また、公園費で、岩瀬一丁目地内ポケットパーク築造工事や市内児童遊園の遊具等の取替え工事が行われ、子供に安全で魅力的な公園の整備を図るとともに、まちづくり事業の一環としてポケットパー

クの新設等、市民の憩いの場として自然にやさしい公園施設づくりが行われています。

住宅費では、市営住宅の老朽化に伴い屋上防水工事、外壁補修工事、排水管洗浄など建物の維持・補修工事が図られ、また、岩瀬南第一団地の市営住宅は公共下水道への接続に伴う便所の水洗化や浴室の段差解消、手摺取付け等を行うことにより、入居者の住環境の向上と生活の安定が図られています。

委員から「市有地の財産売却い」について質疑があり、執行部より「市内各所三十七件・六千三百九十四㎡の不動産売却を行いました」との説明がありました。

## 地域下水道事業特別会計

十三年度は、四百五十三万二千円の黒字となっています。



## 公共下水道事業特別会計

十三年度決算において、二千六百十五万七千円の黒字となつていますが、二百十万円を十四年度へ繰越したため、実質的黒字は二千四百五万七千円となっています。

十三年度は主に、扇ヶ浦・朝霧・宮林・通谷地区の下水道整備を行い、通谷幹線・大辻蓮花寺幹線管きよ築造工事等四十二件の工事が行なわれ、九千七百三十六㎡の管を布設しており、普及率は二十・四%となっています。

また、本市と水巻町・遠賀町・鞍手町の一市三町で構成する遠賀川下流域下水道事業では、水巻中間幹線工事など二千二百六十九㎡、また、中底井野地区に建設している浄化センターでは、電気工事などが行われ、十四年度末には完成し、十五年夏頃より供用開始の予定です。

## 水道事業会計

平成十三年度の水道事業会計決算におきまして、収益的収支で三千二百九十八万一千円の純利益となっています。

営業収益の主たる収入である給水収益は、給水人口が減少傾向にあるなか、前年度より若干の増収となりました。

その要因として、大口需要



者の使用量が増加したことによるものです。資本的収支では、三億五千九十八万三千円の不足を生じましたが、当年度消費税資本的収支調整額および当年度損益勘定留保資金等で補填しています。

十三年度の水道整備事業では、唐戸浄水場施設改良工事や遠賀橋架替工事に伴う導水管布設工事、市道次郎丸道元線などの配水管布設工事が行われています。

執行部より「遠賀川の水質悪化により、新たな微生物感染症対策による薬品等の費用増大で、水道事業経営は、ますます苦しさを増しています。が、今後とも、より一層の企業努力を払い、安全で良質な水道水を安定的に供給するため、安定した給水体制を堅持していきたい」との報告がありました。

採決の結果、いずれも全員賛成で認定しました。



# 平成十四年度 補正予算

## 総務文教委員会

### 一般会計

今回の補正は、三億二百六十万円追加し、予算の総額を百六十五億百六十三万円とするものです。

総務関係では、契約事務の電算による管理システムの構築を行うため、工事・物品契約発注管理システム導入委託料および備品購入費が計上されています。

また、男女共同参画プランの策定が急務であることから、

### 固定資産税減免に関する 請願

請願者

(株)西日本医療福祉

総合センター

代表取締役社長

青木 龍平

### 〈取り下げ〉

### 請願

現状把握のために、市民の意識調査を行い、調査・分析・報告書作成までを専門コンサルに委託するための、委託料が計上されています。

消防関係では、防火水槽設置工事費が計上されています。

教育関係では、ハーモニーホールの防音工事にかかわる調査が終了し、工事予定額が決定したことから、工事請負費が追加計上されています。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

## 民生経済委員会

### 一般会計

民生費では、公立保育所新設事業に要する経費として設計委託料、地域総合福祉会館内に重度身体障害者用電動車椅子対応トイレを新設するための工事費や新規事業として精神障害者の方へのホームヘルプサービス委託料、また、雇用を目的として、ハピネスなかま内のボランティアセンターで一名、百日分の人件費が計上されています。

保健衛生費の予防費においては、新規事業で肝炎ウイルス検診委託料が計上され、これは国、県の補助対象となる事業で、集団健診の基本健診

受診者の内四十歳以上七十歳までの方で四十歳から五歳ごとの節目にあたる年齢の方を対象に、希望すれば受診できることとなっています。

なお、自己負担額千円で、予算額としては四百人分の計上となっています。

委員から「同和の弊害を取り除くことが課題ではあるが、現在、ひまわり保育所が定員百五十名であることや多額の建設費用を必要とするなら既存の施設を使用すべきで、統合の必要があるのか」という質疑に対し、執行部より「このことについては、エンゼルプランの中で協議され統合新設の結論に至った」との説明がありました。

また、委員から「統合新設される保育園については、同和団体の関与、保母の同和加配、同和子弟に対する保育料減免など、同和ということを一断ち切るといふ不転の気持ちでやってほしい」などの意見がありました。

### 国民健康保険事業

総務費では、医療費適正化特別対策事業として先進地視察旅費及びレセプト室の備品購入費等の経費です。また、賦課徴税費では、保険税適正賦課及び収納率向上特別対策

事業のための費用です。

歳入歳出とも四百六十万円を追加し、予算の総額は歳入歳出それぞれ四十三億七千四百五十万円とするものです。

委員から「国保税の滞納者に対する差押え」について質疑があり、執行部より「国、県から差押えをするように指導を受けているが、市では今まで行ったことはありません」との説明がありました。



### 介護保険事業特別会計

歳出では、第二次高齢者総合保健福祉計画作成委託料が計上され、これは、十一年度に作成した中間市高齢者総合保健福祉計画を三年毎に見直しをするもので、十五年度から十九年度までの老人保健福祉計画及び介護保険事業計画を一体化して策定するものです。このなかで、介護保険料については、十五年度から十

七年度までの三年間の介護サービス予想量を基に保険料が設定されることになっています。この計画書を作成するための費用です。

四千百三十万円を追加し、予算の総額は歳入歳出それぞれ二十二億九千三百五十万円となっています。

採決の結果、一般会計は賛成多数で、国民健康保険事業および介護保険事業は全員賛成でそれぞれ可決しました。

## 建設水道委員会

### 一般会計

土木費の道路橋りょう費では、市内各所の道路維持補修・草刈り委託や、中の谷一号线側溝改良工事ほか五件の改良・舗装工事および仮称・JR中間駅前ロータリー改良工事に伴う家屋補償費、用地購入費等が追加計上されています。

都市計画費の公園費では、小田ヶ浦・通谷都市公園環境整備の向上を図るための樹木剪定委託や自由ヶ丘児童遊園防護柵設置工事および中尾地内ポケットパーク築造工事やそれに伴う用地購入費が追加計上されています。

採決の結果、全員賛成で可決しました。

# 条例

## その他

### 建設水道委員会

#### 市道路線の廃止について

旧中間市社会福祉センター跡地北側に位置する「城丸三号線」で、県道犬王・古月線の道路改良工事に伴い、市道の全部が、県道の取付け道路に包含されるものです。

#### 市道路線の認定について

J R 岩瀬三号踏み切り付近に位置する「行幸尾七号線」および、中間市農事センター東側に位置する「中ノ谷八号線」は、従来から当該地区住民の生活道路として利用されているものです。

中鶴グラウンド対面の浄花町側の堤防に位置する「中鶴七十二号線」は、県道直方・水巻線歩道整備に伴い、市道中鶴五十三号線の振替を図るものです。

#### 市道路線の変更について

「中鶴五十三号線」は、県道直方・水巻線歩道整備に伴い、市道の一部が県道に包含されるものです。

旧消防署跡地横に位置する「唐戸一号線」は、仮屋・小牟田線道路拡幅工事と同時に、既存道路の延長を行い、地域住民の利便性を図るものです。

「城丸一号線・二号線・四号線」は、県道犬王・古月線の道路改良工事に伴い、道路拡幅部分に市道の一部が包含されるものです。

採決の結果、いずれも全員賛成で可決しました。

## 市議会を

# 傍聴

## しましょう

次の定例会は12月5日です。議員による一般質問は、12月6日の冒頭から行います。

委員会の一般傍聴も行なっています。委員会の開催日時、受付時間等は、一般質問終了後の本会議における各委員会への付託案件によって、変動しますのでご了承ください。

くわしい日程等は、議事事務局へお問い合わせください。

☎(246)6220

# 市政に質問

9月5日(木) 6日(金)の本会議で下記の9名の議員から市政について一般質問があり、要旨を掲載しています。

なお、質問事項は順不同です。

植山青野久宮杉中	本木村好下原岡家	種貴孝重勝茂誠多	議員 雅子議員 利議員 利議員 寛議員 雄二議員 恵子議員
----------	----------	----------	-------------------------------

### 「コミュニティーバスについて

議員 コミュニティーバスについて、何回も取り上げられてきたが、「陸運局の許可が下りない」という前市長の答弁もあり実現していないが、全国各地で実現している自治体が広がっている。

是非実現したいと思うが。

市長 現在、バス事業者による不採算路線の整理が全国各地で行われている。

県内でも、西鉄バスグループ内においては赤字に転落する路線が出てきていることから廃止や休止、減便といった申し入れが多く、自治体になされている。

実施自治体の運行状況を見てみると、広い行政面積にあつて郊外に住宅地が展開していることから、市内の公共交通空白地域の解消に向けた中心市街地への交通確保のために導入したり、一方で、バス路線の廃止によって影響を

受けている山間地域における住民の生活交通の確保、また、高齢化率の高い地域を対象に公共施設や商店へのアクセスの確保といった目的で運行されています。

法の改正により新規参入、撤退が、原則自由化されたといつても、民間のみならず自治体においても事業としてバスを運行するには、路線の検討に始まり、事業所や車庫の位置付け、車両の大きさ・台数、収容能力バス停留所の設置場所、運行回数や時刻の設定といった、現在、バスを運行しているバス事業者の経営状況、運行形態を整えないと許可を受けることは困難ではないかと考えます。

仮に、事業許可を得ても、一定の利用が見込めないと運行経費に多額の支出が伴なうことが考えられます。

また、学生の通学や鞍手工場団地への通勤の交通手段の確保のため赤字補填を行って運行を維持し、本市西部地区

と鞍手町、直方市を結んでいる唯一のバス路線である中山・中間線の存続への影響や、市内タクシー事業者の経営にも大きな影響を及ぼすことが考えられます。

今後、十分な調査、検討を進めていきたいと考えます。





同和問題について

議員 旅費の支出内容について。

広報掲載の内容と謝礼について。

市長 十三年度決算で同和対策課所管の旅費は、三款一項六目および七目の旅費があります。

そのうち、六目同和対策総務費、九節旅費の支出済額は、八十八万四千九百円となっています。この旅費は、同和対策課および岩瀬南町集会所職員の補助金申請、協議会、研修会等出張の旅費として執行しています。

さらに、七目隣保館運営費、九節旅費の支出済額は、二十七万八千八百六十円となっています。この旅費は隣保館職員の協議会や、産炭地中央交渉等出張の旅費となっています。



広報なかまに毎月一回、人権問題をテーマに掲載を行なっています。

執筆の委託料については、年十二回の執筆で年額三十万円です。

なお、三十万円の内二十万円は、福岡県同和問題啓発事業費補助金として交付されています。

ボランティアの育成について

議員 現在、市にはどのようなボランティア団体があり、どのように連携をとっているのか。

ボランティアの育成をどう考え、行政の中に如何に活かしていこうと考えているか。

市長は公約で、NPO・ボランティアの市民参加による公共サービスの充実と、「ボランティア相談室」の新設を唱えていたが。

市長 社会福祉協議会が指導を行っている中間市ボランティア連絡協議会「もやいの会」が中心となり、学習活動や生活体験によって培われた知識、技術を生かして高齢者や障害者に対する福祉活動や環境美化運動等様々な活動が行われています。

この協議会は昭和六十一年



ボランティア団体による清掃活動

十一グループで発足しましたが、現在はグループ数十八、会員数は五百五十人を超え、活発な活動が展開されています。

しかし一方で、構成会員の多くが高齢者であり若年層の新規加入が少なく、広報なまでの加入呼びかけを行っています。

ボランティア活動は、市民とともに行政運営を実現していこうとするとき、重要な役割を担うものであることから、活動に対する支援・推進は重要な課題であると認識しています。

今後、ボランティアに関する学習を深め、全ての人がそれぞれの立場や能力に応じて、ボランティア活動に取り組みめるよう環境の整備に努めていきたいと考えています。また、ボランティア活動を

促進するため、ボランティア活動に関する団体、人材、施設等の情報を充実させるとともに、これらの情報提供や相談などを行うアドバイザーやコーディネーター等を養成することも必要であると認識しています。

さらに、円滑かつ効果的な取り組みができるようなシステム構築も併せて必要であるものと考えています。

以上の理念を踏まえ、NPOやボランティアの市民参加による公共サービスの充実やボランティア相談室の活用等、公約実現に向けた取り組みを実施していく考えですが、まず皆様の意見を聴きながら庁内のボランティアに関する組織の体制づくりを行い、ボランティア活動の推進に取り組んでいきます。

低所得者層への補助救済策に関して

議員 経済的に困窮している低所得者層に対する介護保険料の個別減額制度の制定は、不況が深刻化し、負担能力が低下する今日、市政の重要課題として認識すべきことであると考えています。

今日的課題であるだけに、どの程度の調査検討が行なわ

れているか。政策意志を伺う市長 昨年十一月に高齢者等の実態調査を行いました。

この調査で、低所得者世帯への保険料減免について、六十五歳以上の高齢者で約十%の方が、四十歳から六十四歳までの若年者では約四%の方が市独自の施策として減免を講ずべきとの回答がありました。

また、約四十%弱の方は、全国的な動向を見極めながら慎重に検討すべきだとの意見や、約十五%の人は、低所得者以外の人の保険料が高くなるので、反対であるとの調査結果が出ています。

いずれにしても、高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会での意見を参考にしたいと思いますが、低所得者への減免を行う考えは今のところありません。





**市民の健康を守り、医療費を減らすために**

**議員** 検診率の向上など、予防医療を充実させれば、市民の健康を守り医療費を減らすことができるが、予防医療充実にむけた取り組みを伺いたい。

**老人保健事業訪問指導の回数が多い地域と少ない地域を比較すると、回数の多い地域が医療費が少ない調査結果がでている。**

**中間市の訪問指導の回数は地域別に見れば少ない方に属しているのが実態。訪問指導を充実させるべきではないか。**

市立病院で使用している医薬品を、可能な限り後発品に切り替えれば、薬剤費は削減され医療費を減らすことができるが、取り組みの状況を伺いたい。

**市長** 検診の受診率の向上をはじめとして、健康づくりを推進していくためには、市民一人ひとりが自主的に健康づくりに取り組む姿勢、いわゆる自らの健康は自らが守るという自覚を促すとともに、地域においては、住民、健康福祉に関する多様な関係機関団体との連携が不可欠です。

一昨年、本市の老人クラブ連合会に、会員の健康、衛生に関する業務を担当する保健部が新設されたのに伴い、この組織の活動支援をおこなうとともに、会員の健康に関する意識調査を実施し、現状の把握と活動方針の基礎資料とした経緯がありますが、今後とも、こうした様々な組織、団体との連携を深め、健康への関心を促し、受診率の向上をはじめとする健康づくりの充実に努めていきたいと考えています。

また、健康診査を入口として、健診データや健康度評価データの総合的活用を図るため健康管理システムを導入し、市民一人ひとりの健康度に合

わせた効果的な訪問指導、および個別あるいは集団の健康教育を、計画的に実施していくことを検討しています。

**訪問指導にとって最も重要なことは、介護予防の観点から支援が必要な対象者を早期に把握し、支援を行うことです。**

本市では現在、介護保険課に二名の保健師を配置し、関係機関との連携によって、支援が必要な高齢者等へ、早期に訪問指導を実施する体制をとっています。

今後は、対象者の把握について様々な角度から検討するとともに、指導内容の充実を図り、一人ひとりの状況に合わせて、健康教育、健康相談の場の活用もすすめて行きたいと考えています。

**後発医薬品の使用に関しては、患者の個人負担の軽減と医療費抑制策のための選択肢であると認識していますが、現在の薬価制度は、発売されてから長い年月が経ち特許が切れた薬を積極的に後発医薬品に切り替えていくような制度になっていないため、結果として後発医薬品の使用は促進されませんでした。**

しかし、国民総医療費の増大が予想される中、医療コストの抑制は重要課題となつて

おり、後発医薬品の使用はその一環として国が医療の包括化と共に優良後発医薬品の使用促進を行なっています。

**中間市立病院においては後発医薬品の使用品目は四品目から、さらに七品目増えて十一品目となっています。**

今後とも、院内に設置してあります薬事審議委員会で優良後発品の使用を十分論議・検討していただきますので理解を得たいと思っています。

**市立病院について**

**議員** 公開講座について、毎年二百万円をかけてする講座を改めお金をかけなくても病院で市民の関心をもち市民公開講座など、開かれた病院に努力をされる考えはあるか。

**MRIの利用状況について。**

相手先もすべて黒塗りの病院長の交際費は違法です。考えを伺う。

**市長** 市民公開講座は、有識者・医療関係者・市民とで今後の医療のあり方など、意見を交わすシンポジウムです。市民の積極的な参加を頂き、良質な医療情報を提供できることは、地域医療の一層の充実に貢献できるものと考えています。



市民公開講座

十三年度については、九百五十人で月平均約九十一人となっております。

十四年度については八月まで、四百五十人で月平均九十人となっております。

**市民の医療ニーズに的確に応えるためには、各専門治療に精通した医師を確保しなければなりません。**

地域の医療機関・大学の医師・医師会との連携協力関係を構築することは必要不可欠で、この様な状況の中、実際の相手方や内容等が逐一公開されることとなった場合には、相手方に不満や不快の念を抱く者が出ることが予想され、実際の相手方との信頼関係を損なうおそれがあり、交際費の相手方については非公開としています。



戸籍業務の電算化に関わる贈収賄事件について

議員 戸籍業務のコンピュータシステム導入で、一億三千万円もの事業契約が、一般競争入札でなく、なぜ随意契約なのか。

契約において課長が各社から見積もりを取って、「この会社が一番安い」といえば、それで助役や部長の決裁が下りていた。こんな杜撰なやり方でよいのか。

また、同じ随意契約でハード部門では「審査会」を設けているが、なぜソフト部門ではやらないのか。

小・中学校にコンピュータを入れられた際にも、贈賄容疑で逮捕された渡辺商事が介在していたというが、警察の捜索が教育委員会にも及んだのはどういつ訳か。

今回の不祥事が起こるべくして起こったその温床を根絶やしにしていく、市長の思い切った決断が問われている。そのための改革を何時までにどう進めるのか。

これまでの杜撰な随意契約を額面の多少に関わらず、洗い直していく必要がある。それは当局任せにせず議会サイドでもチェック機能の発揮が要求される。そのために議



会への資料提出を緊急に行う必要があると思つた。

市長 今回の戸籍電算化システムについては、六年に「戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律」により、本市においても市民サービスの上、事務の効率化を目指して導入を実施しました。

本件についても購入決定製品を始め、他社二社の製品の品質を分析し、かつ価格等の比較も行っています。物品等の取扱いについては、昨年の八月に物品等の随意契約参加者の資格審査等に関する規則を制定し、併せて物品等指名審査委員会規則を八月一日付で制定しています。今後とも高額な物品等につ

いては、物品等指名審査委員会において十分な審議を行い、最終決定については慎重に決したいと考えています。

逮捕 起訴された職員が、逮捕時は中央公民館館長であったことから、本人の私物関係の証拠物件押収のために実施されたものです。

十三年八月に、それまで工事関係しか適用していなかった業者の登録制度を、物品関係までその枠を拡大するため、「中間市物品等の指名競争入札及び随意契約参加者の資格審査等に関する規則」を制定し、同年十月から受付事務を開始しています。

また、十四年一月からは、工事あるいは物品の発注原課と契約事務担当課を分離するために契約課を新設し、併せて、「契約事務マニュアル」を作成し、均一で公正な契約事務が遂行できる体制作りを行なっています。

また、公正な事務の執行策として、工事請負契約における予定価格の事前公表を行うようにし、談合防止のための指名業者の事前公表を廃止する取り組みも行っています。

更に九月からは、物品等の有資格業者に対し、事故、不正行為、暴力的組織、契約不履行その他五項目のいずれか

に抵触するときは、その内容に応じた指名停止期間を定め、中間市物品等供給契約参加者の指名停止要綱」を制定したところです。

議会サイドによる契約実態の具体的チェック体制ですが、議会の各常任委員会において審議いただければと思っています。

固定資産税滞納について

議員 (株)西日本医療福祉総合センターの固定資産税は十年一度から十四年度までの課税額は約一億四千三百万、延滞金をくわえると一億八千万円を超えると言われているが、市は多くの支援策をつづけている。例えば、九年十月以降年間二千二百万円を借上げのほかに委託業務でも支援している。

第三セクター事業として詳細な報告がなされないなかで、経営状態に窮状をまねいた原因とどの部分が著しく事業の障害になっているのか。

市長 十年度から十三年度までの滞納額は、合計一億四千七百二十七百円です。

また、十四年度の八月末現在の一期、二期分未納額は合計一千七百二十七万二千百円です。

経営状態に窮状を招いた原因の一つは、有料老人ホーム「レーベン二十一」が建設されたが、バブル経済の崩壊の影響で入居者が少なく計画を大きく下回ったこと。

二つは、入居時に終身介護費用を徴収していたが、介護保険が開始されたことにより、徴収した終身介護費用の一部を返還することになったこと。

三つには、ウエルパークヒルズ計画で、南棟に建設予定であった市の福祉施設を当初第三セクターが運営を行う予定であったが変更され、市の運営管理施設として地域総合福祉会館が建設されたため予定していた事業収入が見込まれなくなつたことなどです。



行財政改革、合理化策に  
関して

議員 官民給与の逆格差が

らようやく人事院は、公務員  
給与の二・〇三%、年収十五  
万円の引き下げ勧告をおこな  
いました。これに対し、片山

義博鳥取県知事は、「官民格  
差はこの程度かな、というの  
が率直な感想。民間給与はも  
う少し下がっているのではな  
いか。公務員は身分が安定し  
た上に高い給与を得ていては、  
納税者から理解されないので  
はないか」と新聞に感想を述  
べている。今日の市民感情を  
代表した意見と同感です。市  
長の考えは。

市長は、「市の現状は、  
赤字再建団体になるのではな  
いかと危惧している。民間的  
発想で建て直したい」と公約  
されている。どのような建て  
直し策をおもちか。

歳出の各項にわたり消費的  
義務経費の削減なくして改革  
も合理化も不能になりましよ  
う。

歳出削減に向けて、決断と  
実行のプロセスを明示して下  
さい。

市長 人事院勧告制度は、  
公務員について労働基本権が  
制約されている代償措置とし  
て、公務員の給与等の勤務条  
件を適正に維持するために、  
専門的中立機関である人事院  
にその判断を委ねたものです。

本年度の勧告はマイナスの  
勧告となっており、官民格差  
を是正する適正なものと理解  
しています。

いずれにしても、市民の皆  
様から職員給与の割高感を感  
じさせないように、きめの細  
かい行政サービスの提供に努  
めていく考えです。

パブル崩壊後景気対策と  
して国の施策により、中間市  
においても各施設の改修や、  
市民会館、テニスコート、福  
祉会館とたて続けに大きな事  
業を行ってきており、今後、  
公債費の支払いで他の必要な  
経費の支払いがでなくなる  
のでは、いわゆる赤字再建団

体になるのではないかと危惧  
していました。  
今回、市長に就任してまず  
財政問題から検討しました。  
本年度当初予算においては、  
公債費の抑制を掲げ、また補  
助金等を含む、全ての消費的  
経費の見直しを行い、五%前  
後の削減を目標に予算編成を  
行なっています。  
今後とも市税等の課税客体  
の見直しを始め、公平性を図  
るためにもさらなる徴収率の  
向上、あるいは使用料・手数  
料や負担金等全ての自主財源  
の見直しを行い、一般財源の  
確保を図っていきます。

不況対策を伺う

議員 他の自治体では厳しい  
財政状況の中でも子どもや弱  
者に心を砕いている。不況対  
策を検討されたことはあるか。

市長 低所得者対策ですが、  
高齢者福祉事業では、軽度生  
活援助事業、生活管理指導短  
期宿泊事業(ショートステイ)  
老人日常生活用具給付事業、  
老人福祉電話、住みよか事業  
等、社会福祉事業では特別障  
害者手当、身体障害者(児)  
補装具、身体障害者更正医療  
給付費、福祉タクシー助成事  
業、自動車運転免許取得・改  
造助成事業、文書作成業務委

託等、健康増進事業では、集  
団健康診査、個別健康診査、  
予防接種(インフルエンザ)、  
母子栄養管理事業等を実施し  
ており、これらは国、県の補  
助事業であり、市独自の施策  
としての事業は今のところ考  
えていません。  
教育委員会の対策について  
は、学校教育法に基づき、生  
活保護法に規定する、要保護  
者に準ずる程度に困窮してい  
ると認められる方に対し、学  
用品費、通学用品費、校外活  
動費、学校給食費等を支給し  
ています。  
また、修学旅行の経費につ  
いては、一定の基準を定め経  
済的支援を行っています。

職員厚生会への支出金の  
全面的打ち切りについて

議員 十四年度予算執行中で

あるが、四千万円のうちせめ  
て二千万円は減額補正し、十  
五年度からは全額廃止打ち切  
りとする事。

この財源四千万円は教育費  
の内容充実にあてることです。  
如何か。

市長 補助金の支出根拠は地  
方公務員法第四十二条の規定  
に基づくものであり、厚生制  
度は共済制度および公務災害  
補償制度とともに職員に対す  
る福祉施策の重要な柱の一つ  
です。

これまでも職員に対して  
は、九年度の行政改革を契機  
として、人員の削減や昇給停  
止制度の導入など、人件費抑  
制のための施策を講じてきま  
した。さらに、人員削減や分  
権化の推進に伴って職員一人  
当たりの業務量が、飛躍的に  
増加しているにもかかわらず、  
ここ数年来の人事院勧告によ  
り年収は減少している状況で  
す。

職員厚生会に対する負担金  
は、民間との均衡、財政負担  
等を考慮しながら検討すべき  
問題ですが、全面打ち切りを  
行うようなことは全く考えて  
いません。





学社融合について

議員 学校教育と社会教育の新たな結びつきである「学社融合」について、どのように考えているのか。

教育長 「学社融合」は、学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提としたうえで、学習の場や活動など部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいくという考えです。この「学社融合」の理念に立った活動は、子どもたちが自ら学び、自ら考え力を育成し、豊かな心やたくましさを育むためにも、必要であると認識しています。

教育委員会では、学社融合の理念を実現するために、中央公民館や図書館・資料館、体育文化センターやハーモニ―ホール等社会教育、文化・スポーツ施設を効果的に利用できるよう、学校との連携・協力に努めるとともに、地域の教育資源を収集・整理し、子ども情報誌「クリック」や生涯学習情報紙「まなべる」を発行し、その情報を学校に提供しています。

また、十三年度からボランティア派遣事業を実施し、専門的な知識や資格を有する市民を、小・中学校に講師とし



児童による田植え風景

て派遣しています。中学校では文化・スポーツ等のクラブ活動や書道・音楽・体育等の教科の指導、小学校では本の読み聞かせや手話・パソコン・竹トンボづくり等の指導に地域の人材をゲストティーチャーとして活用する等、教育効果を高めています。

さらに小・中学校と社会教育施設とをネットワーク化し、学校教材として活用する教育支援システムも整備されています。

今後も推進体制の整備、地域の教育資源の効果的な活用、人材の発掘・活用、学社融合プログラムの研究・開発等その基盤の整備に努めていきたいと考えています。

暴力事件について

議員 昨年の十二月、現職議員が襲われ、重傷を負った事件は、市民に大きな衝撃を与えた。

七月二日に犯人逮捕が報じられたが、その犯人が中鶴地区にある暴力団事務所の極政会幹部である事が明らかになった。

市の現職議員が襲撃された事、その犯人が暴力団であった事、しかも極政会の幹部であり、中鶴にある事務所に入りしていた。これらの事柄についてどのように認識しているか。

市長 市は昭和四十年に暴力追放都市宣言を行い、暴力を防止し追放し、市民の人権と平和な文化生活を守り、明るい街づくりをめざしていく方針を明確にしました。

また、市議会において昭和五十五年に暴力追放に関する決議がなされ、全市民あげて暴力に対抗し、絶滅を願って来たなかで、市議会議員が暴漢に襲われ重傷を負う事件が発生しました。

市議会は直ちに「暴力、犯罪追放に関する決議」を議決し、また、中間市防犯協会主催の市民集会が十二月二十五日に開催され、今回の暴力事

件が市民全体に強い憤りと不安を呼び起こし、暴力追放運動をより一層推進する宣言が確認されました。

私は、市内に暴力団組事務所が開設されていることから、青少年の非行防止と暴力の追放を政策課題のひとつに挙げ、本年一月に明るい街づくり推進室を新設しました。

また、中間市に警察署を設置するよう関係機関に働きかけるとともに、全市民の願いである暴力を根絶するための方策を追及していく考えです。七月一日にはこの事件の容疑者が逮捕されました。

今後、公判を通じ事件の全容がつまびらかにされることに注目しています。

土地開発公社の経営健全化について

議員 公社が、長期保有している用地（塩漬け土地）は二十一件、十億二千万円、長期保有用地が全体の面積で六十・六％、金額で六十三・〇％、長期保有率が上昇している。

隠れ借金として財政をさらに圧迫させていると考えるが経営の健全化対策は。

市長 十四年三月末で、公用地・公有用地は、面積四万一

千四百七十㎡で債務残高は、十五億七千六百九十九万円となつています。

その内長期保有用地は、五年から十年未満は二万二千二百一十二㎡で、又十年以上経過分は七千四百一十一㎡で合計二万七千六百三十三㎡で長期保有割合は、六十六・六％となつています。

今後も、早期事業化に向けて検討します。

なお、余剰地については年次的に順次買い戻し、また売却すること、財政負担の軽減を図っていく考えです。



介護保険について

議員 来年四月に保険料や介護報酬、要介護認定コンピュータ判定基準などの見直しが行われるが、介護の保障から排除される人をつくってはいけません。

介護保険制度が強制加入保険である以上、高齢者や家族が必要なサービスを受ける権利がある。しかし、保険料や利用料が払えなければ、介護のサービス利用が制限される。

必要な介護を受ける権利を奪われ、家族が重い介護負担を強いられている現状を解決するためには、低所得者の介護保険料や利用料の減免が切実です。

要介護や要支援の認定を受けた人のうち、サービスを利用していない人が全国で二割にのぼっている。(実数で約六十三万人)

中間市では、認定を受けながら利用していない人たちの状況は、

家族介護の実態等を調査し、適切な対応、指導を行うべきと思うが。

市はケアマネージャーを専門職として維持・確保を図れるよう、国に改善を求めるとともに、保険者としてケア



マネージャーの労働実態を調査し、高齢者のニーズに基づいたケアプランが作成できる労働条件を確保すべきでは。

市長 介護保険は国民がみんなので支える相互扶助的な社会保障制度です。

そのため、四十歳以上の人は全員保険料を支払いその財源で介護保険を運営することが原則となっています。

第一号被保険者である六十歳以上の方の保険料は、所得に応じた設定となっています。

本市の場合は、十二年度から十四年度までは五段階の設定を行ないました。

所得の低い方で最高で基準額の半額、ある程度所得のある方は基準額の最高で一・五

倍の負担となっています。

つまり、保険料の負担そのものにも助け合いの精神が貫かれており、所得の低い方への配慮を行なっています。

また、利用料についても低所得者への配慮がされています。

しかし、制度を支える四十歳から六十四歳までの方については、十二年四月から満額の保険料を納めています。

この世代の方は、年金・医療を含む社会保障制度に大変な負担をしています。六十五歳以上の方にも一定の負担について、理解していただきたいと考えています。

本市での各段階の構成率を見てみると、第一段階が四・七%、第二段階が三十五・八%、基準である第三段階が三十四・一%、第四段階が二十一・一%、第五段階が四・三%となっており、保険料が減額されている第一、第二段階のほうが、それを支えている第四、第五段階を大きく上回っています。

そのため、第六段階を新たに設置して、第一、第二段階の減額率の拡大を行う場合、第四段階以上の保険料はかなり高額となるため、現実的に導入は難しいと考えます。

また、例えば、夫婦二人世帯

でどちらかが三百万円の収入があり、その配偶者の収入がない場合、収入のある方は第四段階、ない方は第三段階になります。

一方で、夫婦二人世帯でどちらも二百五十万円の収入がある場合は、二人とも非課税となりどちらも第二段階となるなど制度的な矛盾もあるため、第四段階以上の方の負担もこれ以上あげることが困難と考えています。

今のところ市独自の施策として減免を行なう考えはありません。

本市では、認定を受けた人の約二割の人が介護サービスを利用していません。

その要因としては、医療保険のサービスで足りている。病院に入院している。認定は



受けているが家族介護でまかなえる。サービスはまだ受けなくても何とか生活できるという理由がおもで、一般的に介護度の軽い人が多いようです。

現在、新規に認定が出た人や、継続認定の方でサービスを受給していない人については、職員が電話をかけたたり、家庭を訪問したりしてアドバイスを行なっています。

ケアマネージャーは指定居宅介護支援事業者との雇用契約によって業務を行っています。

保険者として労働実態の調査を行ない、その結果をもとに労働条件の指導をするまでの権限を有していません。

国では、現行のケアプラン作成費用については、社会保障審議会介護給付部会において、介護報酬の見直しやケアプラン作成費用についての審議が行われています。

また、介護支援専門員の資質の向上については適宜研修を行う等、必要な措置を講じるとともに指定居宅介護支援事業者および介護保険施設に対し、個人情報保護に配慮しながら、必要な情報を随時提供できるよう、体制の整備および充実を図るよう国へ要望しています。





**戸籍電算化システム導入の汚職事件について**

**議員** 事件の内容についてどう対応したか。

再発防止策は、不正行為があった以上、契約をキャンセルし返品してはどうか。

市民に対してどう思うか。

**市長** 元幹部職員が、七月五日に収賄容疑により逮捕され、翌七月六日は県警による家宅捜索が入りました。

一方、警察による職員への事情聴取は七月八日から十二日にかけて、市庁舎、警察署において実施されています。

捜査終了後、当該容疑者は、福岡県地方裁判所小倉支部に起訴されています。

なお、当該職員に対する処分ですが、七月三十日に本人と接見し、収賄の事実認定の供述を得たことから、懲戒審査委員会において、懲戒免職処分が相当であるとの答申を受け、七月三十一日付けで懲戒免職処分を発令しました。

十三年八月には、中間市物品等の指名競争入札及び随意契約参加者の資格審査等に関する規則を制定し、同年十月からはそれまで工事関係しか適用していなかった入札参加の登録制度を物品関係まで拡大しました。

また、十四年一月からは契約課を新設し、契約事務マニュアルを作成し、特に物品関係については契約金額ごとの契約方法を明示してきました。今事件を契機に、随意契約における見積書徴収の際には、封印した封書で提出させ、所属部長や契約課職員が立会した中で、開封・点検することを義務付け、特定の職員の判断だけによる随意契約の締結をできなくしています。

さらに、物品等供給契約参加者の指名停止要綱を制定し、不正事件を起こした業者への制裁措置を規定し、悪質な業者に対する市の姿勢を明確にしています。

贈賄を行った業者との間

には、他にも物品等の契約を締結していたことから、他の業者への契約変更を実施しています。

市政に対する信頼を著しく損なうことになったことは、誠に遺憾であり、深くお詫び申し上げます。

今後は、職員の綱紀粛正の徹底と公正な事務執行の更なる徹底を図り、市政に対する信頼を早く回復できるように取り組んでいく考えです。

**情報公開について**

**議員** 三月議会で公開手数料を〇円、コピー代を十円、土地開発公社などの外部団体も情報公開の対象にせよとの質問に、審議会に諮ると答弁があったが。

**市長** 閲覧手数料、コピー料、外部団体の情報公開については、情報公開検討委員会に諮り検討しています。

また、情報公開条例の見直しについても検討しています。国会では、個人情報保護法が成立しないまま、本年八月から住基ネットが稼動し、そのネットワーク上での個人情報保護等が問題となつていきます。

本市においても、個人情報保護条例の制定に向け検討す

るとともに、情報公開条例の整備を併せて行うよう検討しています。

**市町合併に関して**

**議員** 「五万人の人口では二十一世紀は生き残れない。合併によって行政コストの削減を目指したい」と合併の方針を公約された。合併には期限が設定されているが、これまでどこと、どのような取り組みをおこなってきたか。

合併を希望んでも相手方があり、その合意なくしては実現しません。従って、合併のあるなしにかかわらず五万市民の期待、要求に応えられ、市行財政の体制確立が強く求められる。そのためにも変革的な徹底した行財政運営が迫られる。市民の側に立ち、確固たる信念に立脚した政策の決断と実行が求められるが。

**市長** 交付税減額等の財源問題、人口動向、少子高齢化あるいは産業、企業の問題を考えた場合、「合併」は避けて通れませんし、合併以外に中間市の将来はないというのが私の思いです。

本年四月、中間市合併検討特別委員会が発足し、第一回の委員会では、遠賀四町を合併のパートナーとして想定す

合併問題学習会

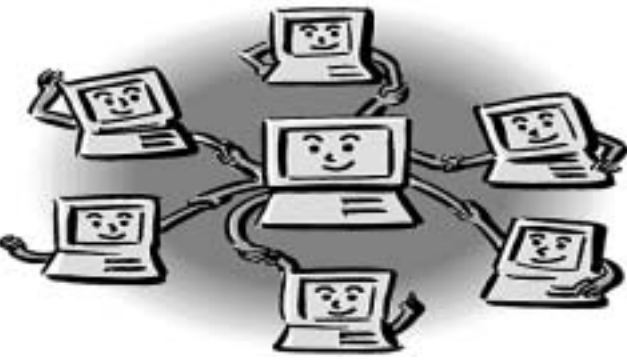


るとの基本方針が打ち出されました。

この方針を受け、本年六月に遠賀郡四町の首長に直接会い、本市が遠賀郡四町との合併を、第一の選択肢として考えている旨の申し入れを正式に行いました。

現在、行政現況調査を行うための資料収集をしています。

いま第三次行政改革に取り組んでいる最中です。これまで実施してきた行政改革を総括し、新たな行政課題と、りわけ地方分権の推進が実行の段階を向かえた今日、これらの課題に一層適切に対応するための取り組みを盛り込んだ内容とする予定です。



**住民基本台帳ネットワークについて**

**議員** 中間市の現状は。(ミスはないか)

個人情報もれないように、どんな対策をとったか。

これを導入すると、中間市はどんな利点があるか。

個人情報保護法が成立していないのに参加をしたが。

**市長** 住民コード通知の発送にあたり、本人又は世帯主に手渡しすることが必要であるため、配達記録郵便で発送することに決定しました。

個人情報もれることのないように万全の対策をとっています。

又運用管理規程を定め、個人情報漏えいの恐れがある場合は緊急時対応計画書に基づいて被害の防止に対応していきます。

**住基ネットは、全国どの市区町村でも自分の住民票の写しととれるだけでなく、恩給、共済年金などの現況届や各種資格申請時の住民票添付の省略が可能になり、また、引越の際に窓口に行くのが転入時の一回で済むなど、住民にとって様々なメリットがあるほか、事務の効率化により行政改革にも資するものです。**

**市町村長は住民票の記載を行った場合は、全住民の本人確認情報を県知事に通知するものとされており、住民の選択制を認めていません。**

**この住基ネットの施行にあたり、個人情報保護法の早期制定を要望していきたいと考えています。**

**失業対策について**

**議員** 今日の大不況のもと、失業率は最悪水準が続いている。全国の自殺者は四年連続で三万人を超える事態、また自己破産件数も過去最高を大幅に更新する勢いで、そこには失業などで苦しむ勤労者の

姿が浮かび上がっていると見える。

そのため、国による景気対策、雇用対策が早急に求められるが、「人にやさしい愛のまち」中間市でも独自に失業者への生活支援、失業者への雇用促進について、早急な取り組みが必要ではないか。

**市長** 長引く不況が続いていることから失業者が増えて、十四年六月末現在、全国で約三百六十八万人となつています。

十三年九月、政府が雇用不安を解消するため総合雇用対策を決定、十三年度補正予算に緊急地域雇用特別交付金を計上して、臨時国会で可決されました。

これを受け、県と協議した結果、当事業は本来十四年度から十六年度までの三ヶ年事業ですが、市では十四年度、一年間で一括して執行することで協議が整い、十四年度の当初予算に計上し、順次執行しています。

主な事業は、直接事業として小中学校における教科指導等支援事業で、約三千万円で全体予算の約六十%です。

また、委託事業では、障害児の子育て支援事業に、約百六十五万円、情報処理技術教育事業に、約三百六十万円、

違法駐車防止啓発活動事業に約百九十万円、市有墓地樹木伐採事業、約六百五十万円が主なものです。



なお、全事業で二十七人の新規雇用が見込まれます。

一方、八幡公共職業安定所の呼びかけで、求人情報等を速やかに地域住民に提供し、地域住民の就職促進を図ることを目的として、今後職業安定所と各市町および商工会議所等が連携を取り合い、定期的に会議を開催することになりました。

更に、失業者への生活支援については、失業により生計の維持が困難となった世帯に対し、再就職の間の生活資金を貸し付けることによって、失業世帯の自立を支援するための制度が、「離職者支援資金」です。

申し込みについては、社会福祉協議会が受付を行っています。

貸付要件は、失業によって生計の維持が困難になつていて、就労することが可能で、ハローワーク求職活動を行っていること、就労することにより世帯の自立が見込めること、離職の日から二年を超えていないこと、雇用保険の一般求職者給付を受給中でない事などに、生計中心者が該当する必要があります。

貸付額は、月額二十万円、貸付総額は年間二百四十万円、単身世帯の場合は、月額十万円、年間総額百二十万円となっております。また、連帯保証人が二名必要で、貸付金の償還は貸付期間終了後、半年間を据置き期間とし、据置期間終了後五年以内で償還をするようになっていきます。

**市議会会議録は 図書館で閲覧を!**

本会議の質問や答弁などの内容を詳しくお知りになりたい方は、「市議会会議録」をご覧ください。

九月議会の会議録は、十二月初旬から市民図書館で閲覧することが出来ます。